

○モザンビーク共和国に係る物資協力の実施について

(平成6年7月26日)
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、モザンビーク共和国に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成6年度において、国際連合に対し、現在モザンビーク共和国で行われている国際連合モザンビーク活動（ONUMOZ）の活動に協力するために必要な

- (1) テレビ及びビデオデッキ 200セット
- (2) 小型ラジオ 40,000台
- (3) 上記(1)及び(2)の輸送に必要な役務

を予算の範囲内において無償で供与する。

説 明

- 1 モザンビーク共和国においては、大統領選挙及び議会選挙が本年10月実施予定であり、国際連合モザンビーク活動（ONUMO

Z）は、モザンビーク国民に対し自由公正な選挙等について広報・教育活動を実施中である。

2 ONUMOZは、テレビ放送、広報用ビデオによる広報・教育効果を高めるため、学校、病院等の公共施設にテレビ及びビデオデッキを設置すること等を計画している。このためテレビ及びビデオデッキが必要である。

3 ONUMOZは、ラジオ放送による広報・教育効果を高めるために、モザンビーク国民に対し、ラジオを配付することを計画している。このためラジオが必要である。